

| 条項 (旧) | 見出し (旧)       | 協議の経過・決定の理由   |
|--------|---------------|---|
| 前文     |               | 今回、本条例の議会における最高規範性について条例に規定することについて提案があり、改めて議論しましたが、全会一致を旨として策定した制定時の経過を尊重し、現行どおりとすることを確認しました。  |
| 第3条    | 議会の活動原則       | 透明性を重視する議会運営を行う観点から、議長・副議長選挙に関する規定を条例に盛り込むことについて提案があり議論しましたが、条例に明記することはせず、第1号及び第4号の趣旨を踏まえた選出方法を今後協議してほしい旨の意見を付すこととしました。   |
| 第6条    | 市民参加及び市民との連携  | 所沢市議会では、平成23年5月、議会改革を進める上で広聴広報活動の充実を図るために、それまでの議会報・図書室委員会に替わり広聴広報委員会を設置しました。議会基本条例制定以降の議会の重要な取り組みについて今回の改定に当たり市民参加の条の中に新たな条項を規定することとしたものです。   |
| 第7条    | 議会報告会         | 議会報告会において、参加された市民の方から、本条文と「趣旨及び解釈」中の解釈が異なるのではないかとの意見がありました。本委員会で協議を行った結果、報告会の現状の運営に即した形に「趣旨及び解釈」を改めることとしました。  |
| 第8条    | 意見提案手続        | 平成27年4月に施行された所沢市市民参加を進めるための条例の中で、「パブリックコメント手続については必ず行うもの」とされたことから、本条との整合性について、議会運営委員会からの移管により協議しました。本条では、基本的な政策等の策定に当たって、市民が意見を提出する機会として、意見提案手続（パブリックコメント手続）を“行うことができる”ことを定めています。基本的な政策には、議会に係るものだけでなく、広く市政全般にわたるものも含まれます。<br>議会では、議案に対する意見提案手続期間の関係、行政の意見提案手続に付された後に提案される議案等もあることなどから、現状の規定のとおりとすることにより自治基本条例、市民参加を進めるための条例との整合が図れなくなることはないことを委員会において確認しました。 |
| 第9条    | 議員と市長等執行機関の関係 | 第1号に規定する一問一答方式については、一般質問ではほとんどが一問一答方式で行っている現状に“できる規定”では違和感があるといった意見や「一問一答を基本とする」といった規定でもよいといった提案があり議論しましたが、現状どおりとすることが確認されました。<br>第2号に規定する反問権については、現在の運用等もふまえた  |

|      |                 |  |
|------|-----------------|--|
|      |                 | 改定の必要性について提起されましたが、最終的には現行の規定どおりとし、議会運営委員会の確認事項も現状どおりとすることが確認されました。  |
| 第10条 | 閉会中の文書による質問     | 閉会中の文書による質問については、現在の具体的な運用について条文に加えてはとの提案があり、協議の結果、追加の規定を設けることとしたものです。   |
| 第11条 | 議会審議における論点情報の形成 | 政策条例の積極的な提案を推進するため「議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。」旨の規定を追加してはとの提案により議論しましたが、もう少し時間をかけて今後議論した方がよいのではといった意見があり、今回は見送ることとしました。  |
| 第12条 | 議員間の自由討議        | 本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるとの規定が自由討議について定める本条になぜ規定されているのか、またそれとは別に出席要求を必要最小限にとどめることは議会の基本的姿勢であることから、第2項を別の条立てとすることについて協議されましたが、条文は現行どおりとしました。協議に当たっては、例とした北海道栗山町議会基本条例における規定の趣旨及び所沢市議会基本条例の規定の意義を確認するとともに、理事者の出席を必要最小限にとどめることを議会の基本的姿勢とすることをあらためて確認したものです。 |
| 第13条 | 政策討論会           | 政策討論会については、議会における政策形成サイクルの体制整備を協議する中で、委員会において開催することができることなど要綱を改め、見直しを行いました。見直しを反映するよう条文改正が協議されましたが、目的をより明確にし政策提案等の流れの中で取り組みを積極的に進めていくことを規定したものです。  |
| 第14条 | 委員会の運営          | 第1項の見直しに当たり、「政策立案及び政策提言を積極的に行う」といった文言を新たに加える方向性が確認されたものです。第2項については、実態に合わせた改定をすることとしました。  |
| 第17条 | 議員研修の充実強化       | 第2項について、委員会において研修会の開催を計画する現状に鑑み、主語に委員会を含めることが提案されましたが、現行のとおりとすることが確認されました。<br>また、積極的な実施を推進するため「議員研修を年1回以上開催する」といった規定を盛り込むことも協議されましたが、実施の主体（研修委員会）を作るかどうかも含めて要綱の制定を議会運営委員会で検討してもらうことを申し添えることとしました。  |
| 第18条 | 議会事務局           | 議員の資質の向上に資するための議会事務局のさらなる機能強   |

|      |         |  |
|------|---------|--|
|      |         | 化を図る目的で、広く専門的識見等を活用できる旨を規定するものです。また、より広い情報提供ということで、新第2項中「行政情報」を「政策情報」と改めました。 |
| 第21条 | 議会広報の充実 | 議会基本条例制定後の議会改革の状況をふまえ、第6条改定の趣旨にあわせて広聴活動の充実に関する規定を加え、全部改正をすることとしました。          |